

2015年7月8日

株式会社DEX  
代表取締役 福岡 寛記 様

適格消費者団体  
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西  
理事長 榎 彰 徳

【連絡先（事務局）】担当：袋井

〒540-0033 大阪市中央区石町  
一丁目1番1号天満橋千代田ビル

TEL06-6945-0729/FAX06-6945-0730

メールアドレス info@kc-s.or.jp

ホームページ [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

## 申入れ兼要請書

当団体は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為や不当条項の使用中止の申し入れや、団体訴権を行使していくことを重要な活動内容として、関西地域の7府県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって、2005年12月3日に結成された消費者団体です。2007年8月23日には、内閣総理大臣より消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体として認定されました（組織概要についてはホームページをご参照ください）。

当団体は、貴社が運営されているプロバイダサービス「MOU」について検討した結果、貴社に対し、2014年10月27日付「お問い合わせ」を送付し、貴社から同年11月27日付「ご回答」をいただきました。その後、当団体から、2015年3月25日付「申入れ 兼要請 兼再お問い合わせ」を送付し、貴社から同年4月22日付け「回答書」をいただきました。当団体は、同「回答書」を検討いたしました結果、あらためて下記の通り【申入れ】及び【要請】いたします。

なお、【申入れ】は消費者契約法第12条に規定される適格消費者団体としての差止請求権に基づくものであり、【要請】は、消費者契約法第12条に基づくものではなく、消費者団体としての任意の要請です。

つきましては、本「申入れ兼要請書」に対する貴社のご回答を、2015年8月7日までに書面にて当団体事務局まで送付いただきますようお願いいたします。貴社の誠実かつ迅速な対応をお待ちしております。

なお、すでに貴社にご連絡しております通り、本「申入れ兼要請書」は公開の方法で行わせていただきます。したがって、本「申入れ兼要請書」の内容、及びそれ

に対する貴社のご回答の有無とその内容等は、すべて当団体ホームページ等で公表いたしますので、その旨ご承知おきください。

## 記

### 第1【申入れ】

#### 1 申入れの趣旨

貴社が定める「2年割」及び「3年割」の契約更新月以外での契約解除料（「2年割」の場合15,000円、「3年割」の場合20,000円）を、消費者契約法9条1号のいわゆる平均的損害を超えないものに変更するよう求めます。

#### 2 申入れの理由

貴社が定める「2年割」の契約更新月以外での契約解除料は、月額利用料の18.75月分、3年割では30.77月分にも相当します。加えて、契約を更新した後の3年目、4年目以降も同じ契約解除料がかかることに鑑みれば、消費者契約法9条1号の「事業者が生ずべき平均的損害」を超える可能性が高く、無効となるべき部分があると考えられます。

したがって、貴社におかれましては、「平均的損害」をご検討のうえ、速やかに適正な契約解除料に変更するよう求めます。

なお、当団体が、貴社と同様にプロバイダサービスを提供する複数の事業者を調査したところ、貴社の定める契約解除料は、2年間の契約期間内に解約した場合の同業他社の契約解除料に比較して高いものと認められたことも付言いたします。

### 第2【要請】

#### 1 要請の趣旨

- (1) 消費者とのプロバイダサービス契約について、8日以内の初期解除ルールを認めるよう求めます。
- (2) 初期解除ルールができる期間（8日間）は、貴社あるいは貴社代理店が消費者に対し、初期解除ルールについて適切な方法で記載した書面により告知した日から起算するよう求めます。

#### 2 要請の理由

2015年3月25日付「申入れ 兼要請 兼再お問い合わせ」記載の要請の理由に加えて、今般、電気通信事業法等の一部を改正する法案が成立し、8日

以内の初期解除ルールが法律によって規定されることとなりました。そこで、貴社に対して、上記法律施行日を待たずに、直ちに初期解除ルールに関する条項を規定のうえ、実施されるよう改めて要請いたします。

以上